

後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて

新潟家庭裁判所

1 概要

家庭裁判所は、精神上的障害によって、判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

(1) 後見開始の審判

精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行い、また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

(2) 保佐開始の審判

精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。

また、保佐人又は本人は、本人が保佐人の同意を得ずに自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等）に関しては、取り消すことができます。

なお、本人以外の方の請求により代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

(3) 補助開始の審判

精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人には申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権若しくは同意権（取消権）のいずれか又は双方を与えることができます。

補助開始の審判をするには、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判を同時にしなければならないので、申立人にその申立てをしていただく必要があります。

なお、本人以外の方の請求により補助開始の審判、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

2 申立てをすることができる方

- ・ 本人（後見・保佐・補助開始の審判を受ける者）
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、

おば、いとか、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たりま
す。)

- ・ 市区町村長等

3 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場
合には、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料及び鑑定費用の全部又は
一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

(1) 申立手数料

後見又は保佐開始：収入印紙 800 円分

保佐又は補助開始+代理権付与：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+同意権付与 (※)：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与 (※)：収入印紙 2,400 円分

※ 保佐開始の申立ての場合、民法 13 条 1 項に規定されている行為については、
同意権付与の申立ての必要はありません。

※ 補助開始の申立ての場合、同意権付与又は代理権付与の申立てとともにする
必要があります。

(2) 連絡用の郵便切手(新潟家庭裁判所のウェブサイトの「裁判手続を利用する方へ」 中に掲載されています。)

500 円切手 3 枚 (保佐・補助開始の場合は 5 枚)

100 円切手 4 枚

84 円切手 10 枚

20 円切手 8 枚

10 円切手 10 枚

5 円切手 4 枚

1 円切手 20 枚

※ 後見開始の申立てにおいて、本人の預貯金が 1200 万円以上の場合、上記
の組み合わせのほか 500 円切手 2 枚を加算してください。

(3) 後見登記手数料：収入印紙 2,600 円分

成年後見登記制度は、成年後見人などが選任された場合、その内容を登記し、登
記官が登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)を発
行することによって、登記情報を開示するための制度です。後見登記手数料は、こ

の登記をするための手数料です。

(4) 鑑定費用

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあり、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

5 申立てに必要な書類

別紙申立書類チェックリストのとおり

申立書を作成する際は、以下の手順により準備してください。

- (1) 本人を日頃から支援している福祉関係者の方に「本人情報シート」を作成してもらう。
- (2) 作成してもらった「本人情報シート」のコピーを1部準備する。
- (3) 本人の主治医に対し、(1)で作成してもらった「本人情報シート」の原本を添えて、診断書及び診断書付票の作成を依頼する。
- (4) (2)で作成した「本人情報シート」のコピー、(3)で作成した診断書及び診断書付票以外の申立書チェックリストに記載の書類を準備する。

※ (3)で作成された診断書の記載により後見・保佐・補助開始のいずれの申立てをすることになるかを検討し、裁判所に申立てをしてください。

6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹や参与員²などが、直接、申立人、本人及び成年後見人等候補者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて、ふさわしい方を成年後見人等を選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等選任されるとは限りません。

7 本人（被後見人等）の財産や種類が多い場合

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

² 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

後見等の開始時点で被後見人等の財産の額や種類が多い場合、開始又は選任後に不動産売却、遺産分割などにより被後見人等の財産の額や種類が多くなった又はその見込みがある場合には、成年後見人等のほかに弁護士等を監督人（後見人等の事務を監督する人）に選任したり、成年後見の場合には、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用を検討していただく場合もあります。

- ※ 後見制度支援信託とは、後見事件について、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託した上、信託財産の払戻しや信託契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。
- ※ 後見制度支援預貯金とは、後見事件について、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合などの金融機関で開設できる後見制度支援預（貯）金口座に預け入れるもので、同口座に係る取引（出金や口座解約など）をする場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

8 成年後見制度についてのお問合せ先

- 成年後見制度の申立てや手続のご案内
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>
 - ※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
- 成年後見制度についてのご相談
各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）
 - ※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。
 - ※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）
<https://www.houterasu.or.jp/>
 - ※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。
 - ※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
- 任意後見契約について
日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）
<https://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場

(別紙)

申立書類チェックリスト

1 申立書類 (※記載例を参考に作成してください。)

- 後見・保佐・補助開始等申立書 (申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点 (チェック) を付しているか御確認ください。)
- 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
 - ※ 保佐人又は補助人には、本人に代わって一定の行為をする代理権はありませんが、本人が自ら契約をすることが困難である等の場合には、必要な範囲で保佐人又は補助人に代理権の付与を求める申立てをすることができます。
- 同意行為目録【補助開始申立用】
 - ※ 補助人は、本人が財産上の行為をするにあたっての同意権はありませんが、必要に応じて本人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判を求める申立てをすることができます。ただし、それは、民法13条1項に規定する行為の一部に限られます (日用品の購入その他日常生活に関する行為は含まれません。)
- 申立事情説明書
 - ※ 本人の生活状況、親族関係、援助等を受けた福祉機関等について記載してください。
- 親族関係図 (作成に当たっては、「親族の意見書について」の2項の推定相続人の範囲をご参照ください。)
 - ※ 申立人及び成年後見人等候補者の方を必ず記載してください。
なお、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方 (推定相続人) 及びその他の親族については、わかる範囲で記載してください。
- 親族の意見書
 - ※ 推定相続人から後見 (保佐・補助) を開始することに関する意見及び本人の成年後見人 (保佐人・補助人) の選任に関する意見等を記載してもらってください。
- 後見人等候補者事情説明書 (候補者の方がない場合には提出不要です。)
 - ※ 後見人等候補者がいる場合、候補者の経済状況及び本人との関係等を記載してください。
- 財産目録
 - ※ 本人が所有する現金・預貯金、有価証券、保険、不動産及び負債を項目ごとに記載してください。
- 相続財産目録 (本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がない場合には提出不要です。)
 - ※ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産を記載してください。
- 収支予定表
 - ※ 本人の一年間の収入及び支出を項目ごとに記載してください。
 - ※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙 (例：後見・保佐・補助開始等申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等) をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

2 添付書類

※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ **個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**

- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 本人の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
（成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- 本人の診断書（発行から3か月以内のもの）

※ 成年後見制度は精神上の障害によって判断能力が低下している方を対象としており、家庭裁判所は、医師の作成した診断書等を参考に、本人について、精神上の障害の有無や判断能力の低下の有無・程度について判断することになります。医師に診断書の作成を依頼する場合は、診断書（成年後見制度用）の書式を必ず使用してください。

また、診断書とは別に、裁判所が医師にご本人の精神鑑定を依頼する場合がありますが、その手続を円滑に進めるため、診断書を作成した医師に、精神鑑定を実施する場合に鑑定を引き受けられるか否かや、引き受けられない場合に他の医師を紹介できるか等を記載してもらってください。

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。

- 本人情報シート写し

※ 本人情報シートは、本人の身近なところで、職務上の立場から支援している福祉担当者（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員等）が、本人について日常生活においてできることや支援が必要なことなどを記載するものです。本人情報シートは、医師が診断を行う際の補助資料とするほか、家庭裁判所において誰を成年後見人等に選任するかを検討する際の資料としても活用します。福祉担当者に作成を依頼する場合は、作成費用を作成依頼者が負担する場合がありますので、作成を依頼する際に確認してください。

※ 本人情報シートの提出が難しい場合には、本人情報シートを添付することなく後見等開始の申立てを行うことは可能ですが、本人の判断能力等をよりの確に判断するために、医師が判断する際の補助資料として提供することが望ましいといえます。

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。

- 本人の健康状態に関する資料
（介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し）
- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方

法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を御覧ください。

なお、本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

- 本人の財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書、各種保険証書写しなど
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
 - 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - 本人の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など
 - (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合)
同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
 - 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）
 - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
 - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
 - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
 - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など
 - (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合)
同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
 - 同意書（保佐用）・同意書（補助用）※本人以外の方が申立てをする場合
 - 保佐開始の審判の申立てにおいて、開始の審判とともに代理権付与の申立てをする場合、代理行為目録記載の行為について代理権を付与することの本人の同意書
 - 補助開始の審判の申立てにおいて、開始の審判とともに同意権・代理権の付与の申立てをする場合、補助開始の審判をすること、同意行為目録記載の行為について同意権を、代理行為目録記載の行為について代理権を、それぞれ付与することの本人の同意書
- ※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。